

統計法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後		現行	
別表第一（第四条関係）			
基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務	市町村長が行う事務
一 全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計	（略）	（略）	（略）
（略）	三〇八	二（略）	一（略）
（略）	九〇五	（略）	（略）
（略）	七〇十	五（略）	一〇四（略）
（略）	十一〇十六	六 調査票（市町村長が配布すべきものとして総務省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務	六 調査票（市町村長が配布すべきものとして総務省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務
別表第一（第四条関係）			
基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務	市町村長が行う事務
一 全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計	（同上）	（同上）	（同上）
（同上）	三〇八	二（同上）	一（同上）
（同上）	九〇五	（同上）	（同上）
（同上）	七〇十	五（同上）	一〇四（同上）
（同上）	十一〇十六	六 調査票（市町村長が配布すべきものとして総務省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務	六 調査票（市町村長が配布すべきものとして総務省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務

二十 (略)	(略)	(略)	備考 一・二 (略) 三 前二号に規定する場合以外の場合における一の項の規定の適用については、市町村長は、同項第四欄第五号に掲げる事務は行わないものとする。 四〇九 (略)
(略)	(略)		
(略)	(略)		

別表第二(第四条関係)

基幹統計 一 (略)	事務の区分 (略)	都道府県知事が行う事務 (略)	二 国民の消費生活 に必要な商品の小 売価格及びサービ スの料金について その毎月の動向及 び地域別の物価を 明らかにすること を目的とする基幹 統計	(略)	(略)
			統計調査員に 関する事務	(略)	(略)
			一 統計調査員(都道府 県知事が事業所にお いて調査すべき商品又は サービスの小売価格又 は料金として総務省令 で定めるものの調査に 係るものに限る。)の 設置に関する事務	二 (略)	三 (略)

二十 (同上)	(同上)	(同上)	備考 一・二 (同上) 三 前二号に規定する場合以外の場合における一の項の規定の適用については、市町村長は、同項第四欄第五号及び第六号に掲げる事務は行わないものとする。 四〇九 (同上)
(同上)	(同上)		
(同上)	(同上)		

別表第二(第四条関係)

基幹統計 一 (同上)	事務の区分 (同上)	都道府県知事が行う事務 (同上)	二 国民の消費生活 に必要な商品の小 売価格及びサービ スの料金について その毎月の動向及 び地域別、事業所 の形態別等の物価 を明らかにすること を目的とする基 幹統計	(同上)	(同上)
			統計調査員に 関する事務	(同上)	(同上)
			一 統計調査員(都道府 県知事が事業所及び世 帯において調査すべき 商品又はサービスの小 売価格又は料金として 総務省令で定めるもの の調査に係るものに限 る。)の設置に関する 事務	二 (同上)	三 (同上)

三 九 (略)		
(略)	(略)	(略)
(略)	五 九 (略)	四 (略)

三 九 (同上)		
(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	五 九 (同上)	四 (同上)